

平成二十三年十二月二日受領  
答 弁 第 六 五 号

内閣衆質一七九第六五号

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出バルダイ会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出バルダイ会議に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の会議は、ロシア国際情報通信社「ノーヴォスチ」等が主催し、ロシア連邦及び諸外国の学者等が参加する討論会であると承知している。

二について

御指摘の人物が御指摘の会議に参加した事実については承知している。

三について

外務省として、御指摘の人物の御指摘の会議への参加につき、便宜供与は行っていない。

四から六までについて

御指摘の会議の結果について、在ロシア連邦日本国大使館館員が御指摘の人物から口頭で説明を受けたことはあり、当該説明の概要に係る文書は外務省においてしかるべく保存されている。

七から九までについて

個人の執筆した文書における個別の記述に係るお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控え

たい。

十について

御指摘の著作にある御指摘の記述については、外務省として承知している。

十一について

御指摘の人物は、御指摘の会議に個人として参加したものと承知しており、その費用負担について、政府としてお答えする立場にない。

十二について

お尋ねについては、個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

十三について

外務省としては、現時点で確認できる範囲では、御指摘の事例があるとは承知していない。

十四について

過去に御指摘の人物に対して便宜供与を行ったことはあるが、関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、その総数についてお答えすることは困難である。

## 十五について

お尋ねの「金員」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。